平成３０年（フ）第９２２号
神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目11番17号
債務者　早見　説子（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６８号
神奈川県藤沢市遠藤3550番地の６
債務者　小山　崇
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４０号
神奈川県大和市中央林間３丁目12番15号
コートパル小林301号
債務者　柴田　稔
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４１号
東京都八王子市下柚木426番地第２かなめ荘101号
債務者　高本　数実
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６４５号
東京都青梅市長淵４丁目214番地の１
債務者　パラモスホノフレ　エレアノールこと
アキモト　エレアノール　ホノフレ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１００６号
神奈川県鎌倉市西御門１丁目25番７号
債務者　帆足真理子（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４０号
神奈川県海老名市上今泉２丁目５番47号　梅田ハイツ203
債務者　栗原麻那美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１８号
東京都小金井市緑町２丁目11番44号シティハイツ緑町105
債務者　金沢錫男こと　金　　錫男
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０８号
静岡市葵区田町５丁目87番地の４　201号、旧住所静岡市葵区与一３丁目11番１－10Ｄ号
債務者　佐藤ひかる
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９３号
沖縄県沖縄市安慶田３丁目５番38号
債務者　城田　玲子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第４８０号
東京都三鷹市牟礼４丁目10番５号エスポワール202
債務者　劔持　俊也
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５９６号
東京都小平市小川東町２丁目４番106号
債務者　植村　節子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６３２号
東京都東大和市南街６丁目24番地の３
債務者　小暮　浩之
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６３４号
東京都八王子市長房町1395番地７開戸荘２号
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部